

令和8年2月20日 招集

令和8年門真市教育委員会第2回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第2回定例会
 令和8年2月20日（金）午後1時30分
 本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第4号	門真市教育振興基本計画の策定について	1
第4	議案第5号	文化芸術基本法第7条の2の規定に基づく門真市文化芸術推進基本計画の中間見直しに伴う意見聴取について	7
第5	議案第6号	門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について	9
第6	議案第7号	門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の一部改正の申出について	11
第7	議案第8号	令和7年度教育費補正予算の見積り申出について	13
第8	議案第9号	令和8年度教育費当初予算の見積り申出について	16
第9	議案第10号	令和8年度門真市教育委員会小・中・義務教育学校教職員研修の基本方針の策定について	22
第10		諸報告	24

議案第4号

門真市教育振興基本計画の策定について

門真市教育振興基本計画を策定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和8年2月20日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条の規定により、「門真市教育振興基本計画」を策定するにつき、本案を提出するものである。

門真市教育振興基本計画 2026（素案）に対する
意見募集結果について

1. 案件名

門真市教育振興基本計画 2026（素案）

2. 意見募集期間

令和 7 年 12 月 19 日（金）～令和 8 年 1 月 20 日（火）

3. 実施機関（担当所管課）

(1) 名称： 教育部 教育企画課

(2) 電話番号： 06 - 6902 - 5779

4. 閲覧場所

教育企画課（市役所本館 2 階）、市情報コーナー（市役所別館 1 階）
市役所本館 1 階入口、保健福祉センター、南部市民センター、市民プラザ、
市立公民館、ルミエールホール、
くらしの相談窓口（そよら古川橋駅前 3 階）

5. 受付した意見等の件数

1 件

6. 意見に対する考え方

意見に対する市の考え方は別紙のとおりです。

門真市教育振興基本計画 2026（素案）に対する意見

	意見の概要	市の考え方
1	<p>計画の範囲として義務教育の 9 年間とされています。なぜ義務教育のみとしているのでしょうか。</p> <p>教育基本法では家庭教育、幼児教育、社会教育も対象としており、国民の全てが対象となっています。義務教育を中心にするのは良いとしても、全体を網羅しながらにならないと学びとしてのつながりが出ないと思います。学校生活だけ、学校を担当する部署のみを対象とする計画とするのはよくないとおもいます。</p> <p>小学校や中学校でのつまずきが、高校やその後の学び、生活に大きな影響を及ぼし、その人の人生に多大な影響を与えます。就学前の遊びや学び、交流が非常に大切です。当然家庭における生活や家庭教育が基本を構築すると思います。その人に与える影響として家庭教育に勝るものはないとも思います。行政や学校ができることというのがどこまでかというのはありますが、赤ちゃんの頃からの育て方、親となる人への教育などなどに触れておく必要があると思います。</p> <p>重なりますが、人が成長する中では小さな頃からの遊びを通じた無自覚の学びが大事です。遊びの中に学びや交流、集中して物事を行うことなど大切なものが詰まっています。少なくとも、幼児教育や保育への取り組み方に言及すべきです。そ</p>	<p>本市では、門真市第 6 次総合計画とともに教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針として、家庭教育、幼児教育、社会教育等を包含した教育大綱を策定しております。</p> <p>本市では、過去に教育委員会にて一元的に就学前教育・保育、学校教育、生涯学習等を所管しておりましたが、子どもの貧困対策や家庭支援の強化、また、地域における伝統文化の継承や公民協働による創造的な文化振興を図るため、現在では学校教育以外の担当部署を市長部局に設置し、様々な施策を連携して取り組んでいるところです。</p> <p>計画 P2 に記載の「計画の位置付け」については、本計画は、前述のとおり教育委員会事務局の所管部分である学校教育に関する具体的な施策体系や目標を定めた実行計画とし、就学前教育・保育や生涯学習等の施策につきましては、各部署において「門真市子ども・子育て支援事業計画」、「門真市生涯学習推進基本計画」等の個別計画により施策を展開しており、これらの関連する計画、また、関連する部局とそれぞれが連携しながら取組を進めることとしております。</p> <p>P30 の計画の基本理念では、幼児期から大人になるまでの様々な人とのつながりの中で、多様な関わり、遊び、学び、経験を通して成長し自分の生き方を見つけてほしいという思いを表現しており、児童生徒の学びを豊かに</p>

の後、小学校や中学校の義務教育に繋ぎ、高校や大学、就業、その後へと学習していくとともに、新たなる知識を得ることの喜びや楽しみについても触れておくべきだと考えます。

子どもたちにとっても家庭や保護者とともに、また、社会全体で学ぼうとする姿勢が大事であると思います。

「門真市立文化創造図書館 KADOMADO」ができるこの時期に、図書館や社会教育、生涯を通じての学習への取り組みについて言及し、それについて門真市、教育委員会、市民と共有して、より良い社会を作るためにどうすれば良いのか考えるきっかけとすべきだと思います。

また、市民一人ひとりが自分で学ぶためには、最も学びやすい機関として図書館があります。「門真市立文化創造図書館 KADOMADO」ができればそれでいいのでは無く、行きやすい場所に図書館を作ってはどうか。また、市内の公共施設や商店の一角にミニ図書館を作ってはどうか、読書は最も簡単で身近な学びの機会となります。ぜひ、図書館を市内全体に行き渡らせ、自学自習の基礎を作ってもらいたいと思います。

どうしても教育の計画となると子どもを対象とすることになりますが、学びは子どもだけのものではなく、大人になっても悩み、それを解消するための学びが常にありま

する上では、学校教育のみならず、家庭教育、幼児教育、社会教育等と連携して教育活動を行うことは非常に重要です。

就学前教育との連携については、本計画の施策全体で取り組む事項の一つである小中一貫教育の推進において就学前教育との連携を図ることをP32に記載しており、就学前教育からのつながりも大事にして義務教育9年間の教育に取り組んでまいります。

また、読書については、本市としても学習の基盤を支える重要な活動であるとともに、生涯にわたる学びの手立てと捉えており、学校図書の一層の活用に加えて、市立図書館司書との連携を図りながら、読書に触れる機会の充実に努めてまいります。

大人の学ぶ姿勢を子どもたちに示すことについては、学び続ける教師の姿が、児童生徒にとって重要なロールモデルの一つとなると捉えております。また、社会の持続的な発展に向けて、学び続ける人材の育成が必要であり、大人にとっての学びの充実や、大人の学ぶ姿が子どもに与える良い影響も重要な要素であると考えております。

この度頂きました貴重なご意見を踏まえつつ、市長部局の担当部署とも密に連携を図りながら、本市の子どもたちにとってより良い教育施策を推進できるよう、取り組んでまいります。

<p>す。大人こそが学びの姿勢や、読書している姿を子どもたちに見せるべきではないかと思います。</p> <p>よって、家庭教育、幼児教育、社会教育、生涯学習、図書館、大人の学習についても、計画の中に盛り込む必要があると意見させていただきます。</p>	
---	--

答 申 書


門 教 策 第 7 号

令和8年2月9日

門 真 市 教 育 委 員 会

教育長 八木下 理香子 様

門真市教育振興基本計画策定委員会

委員長 野田 文子 

門真市教育振興基本計画について (答申)

令和7年7月16日付け門教企第280号にて門真市教育委員会教育長から諮問のありました門真市教育振興基本計画について、計画(案)を取りまとめ、ここに答申します。

議案第5号

文化芸術基本法第7条の2の規定に基づく門真市文化芸術推進
基本計画の中間見直しに伴う意見聴取について

文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2の規定により、門真市長から門真市文化芸術推進基本計画を見直すにあたり次のとおり意見聴取があり、回答するにつき、門真市教育委員会の議決を求める。

令和8年2月20日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

門真市文化芸術推進基本計画の中間見直しに伴い、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2の規定に基づく意見聴取について回答するにつき、本案を提出するものである。

門市生第2617号

令和8年2月5日

門真市教育委員会教育長

八木下 理香子 様

門真市長 宮本 一孝



文化芸術基本法第7条の2第2項の規定に基づく意見聴取について

このことについて、「門真市文化芸術推進基本計画」の中間見直しを行うにあたり、文化芸術基本法（平成13年12月7日号外法律第148号）第7条の2第2項の規定に基づき、貴委員会へ別添の計画改訂版（案）について意見を求めます。

議案第6号

門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和8年2月20日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

（仮称）門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会を廃止することに伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
別表（第1条関係） 2 教育委員会の附属機関 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">） 略</td> </tr> </tbody> </table> 3 略	名称	担任する事務	） 略		別表（第1条関係） 2 教育委員会の附属機関 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">） 略</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">（仮称）門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">（仮称）門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務</td> </tr> <tr> <td colspan="2">） 略</td> </tr> </tbody> </table> 3 略	名称	担任する事務	） 略		（仮称）門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会	（仮称）門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務	） 略	
名称	担任する事務												
） 略													
名称	担任する事務												
） 略													
（仮称）門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会	（仮称）門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務												
） 略													

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
別表（第1条関係） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">） 略</td> </tr> </tbody> </table> 備考 略	区分	報酬額	） 略		別表（第1条関係） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">） 略</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">（仮称）門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会委員</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">日 8,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">） 略</td> </tr> </tbody> </table> 備考 略	区分	報酬額	） 略		（仮称）門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会委員	日 8,400円	） 略	
区分	報酬額												
） 略													
区分	報酬額												
） 略													
（仮称）門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会委員	日 8,400円												
） 略													

議案第7号

門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の
一部改正の申出について

門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例（令和6年門真市条例第34号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和8年2月20日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

国による学校給食費の抜本的な負担軽減の実施に伴い、学校給食費無償化の対象児童を拡大するにつき、本案を提出するものである。

門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の一部を改正する条例

門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例（令和6年門真市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(学校給食費の徴収等)	(学校給食費の徴収等)
第4条	第4条
1 略	1 略
2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒に対し実施する学校給食に係る学校給食費については、当該児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）から徴収する。</u>	2 前項の規定にかかわらず、学校給食を受ける児童若しくは生徒の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助で学校給食に関するもの又は学校給食を受ける児童若しくは生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）が同法第19条の規定による援助若しくは特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に基づく援助で学校給食費に関するものを受けている期間にこれらの児童又は生徒に対し実施する学校給食に係る学校給食費については、これらの児童又は生徒の保護者から徴収する。
(1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものを受けている世帯に属する児童又は生徒</u>	
(2) <u>保護者が学校教育法第19条の規定による援助で学校給食費に関するものを受けている児童（その保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める者である児童を除く。）又は生徒</u>	
(3) <u>保護者が特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に基づく援助で学校給食費に関するものを受けている生徒</u>	
3 略	3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食（新条例第2条第1号に規定する学校給食をいう。以下同じ。）に係る学校給食費（同条第2号に規定する学校給食費をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に実施した学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

議案第8号

令和7年度教育費補正予算の見積り申出について

令和7年度教育費補正予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和8年2月20日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

令和7年度教育費補正予算見積書

歳入

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金

目	補正額	節		説明
		区分	金額	
	千円		千円	千円
教育費国庫補助金	187,511	社会資本整備総合交付金	187,511	社会資本整備総合交付金 【学校適正配置推進事業】 187,511

(款) 市債 (項) 市債

目	補正額	節		説明
		区分	金額	
	千円		千円	千円
教育債	△ 187,500	公共施設等適正管理推進事業債	△ 168,800	新統合学校整備事業債 【学校適正配置推進事業】 △ 168,800
		行政改革推進債	△ 18,700	公共施設整備事業債 【学校適正配置推進事業】 △ 18,700

債務負担行為
追加

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) 門真市立統合中学校整備 P F I 事業 (令和 8 年度維持管理費改定分)	令和 7 年度	千円
	令和 8 年度	649

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの の 支出見込額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国府 支出金	地方債	その他	
(仮称) 門真市立統合中学校整備 P F I 事業 (令和 8 年度維持管理費改定分)	千円 649	—	千円 —	令和 7 年度 ～ 令和 8 年度	千円 649	千円 —	千円 —	千円 —	千円 649

議案第9号

令和8年度教育費当初予算の見積り申出について

令和8年度教育費当初予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和8年2月20日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

令和8年度 教育費当初予算見積書

歳入

単位 千円

項	目	令和8年度	令和7年度	説明
1.	負担金	98,521	153,261	
	(1)教育費負担金	98,521	153,261	・日本スポーツ振興センター個人負担金 ・給食費負担金
2.	使用料	2,593	3,304	
	(1)教育使用料	2,593	3,304	・学校施設設備使用料 ・行政財産目的外使用料
3.	国庫補助金	288,823	1,354,413	
	(1)教育費国庫補助金	288,823	1,354,413	・理科教育等設備整備費補助金 ・修学旅行費補助金 ・要保護児童生徒医療費補助金 ・特別支援教育就学奨励費補助金 ・切れ目ない支援体制整備充実事業補助金 ・公立学校施設整備費負担金 ・学校施設環境改善交付金 ・教育支援体制整備事業費交付金 ・重層的支援体制整備事業交付金（子育て）
4.	府補助金	283,642	309,872	
	(1)民生費府補助金	5,667	6,525	・子どもの貧困緊急対策事業費補助金
	(2)教育費府補助金	277,975	303,347	・教育支援体制整備事業費補助金 ・大阪府教育委員会スクールソーシャルワーカー活用事業費補助金 ・部活動の地域展開・地域クラブ活動推進事業補助金 ・部活動の地域展開等推進事業補助金 ・校内教育支援センター支援員配置事業補助金 ・総合相談事業交付金 ・教育コミュニティづくり推進事業費補助金 ・市町村医療的ケア等実施体制サポート事業補助金 ・教育支援体制整備事業費交付金 ・重層的支援体制整備事業交付金（子育て） ・給食費負担軽減交付金
5.	基金繰入金	577,273	1,257,263	
	(1)教育振興基金繰入金	577,273	1,257,263	・教育振興基金繰入金
6.	雑入	50,505	52,280	
	(1)雑入	50,505	52,280	・市施設光熱水費等徴収金 ・給食用廃油売却代金 ・賠償保険金 ・給食棟設備等使用料
7.	市債	4,567,800	6,230,900	
	(1)教育債	4,567,800	6,230,900	・速見、門真みらい小学校屋内運動場空調設置他 工事業債 ・門真、大和田、二島、古川橋、沖、五月田、東小 小学校屋内運動場空調設備設置工事業債 ・第三、第五、第七中学校学校屋内運動場空調設備 設置工事業債 ・大和田小学校屋内運動場屋上防水改修他工事業債 ・新統合学校整備事業債 ・南部市民センター活用複合施設整備事業債 ・校内LAN環境整備事業債
合 計		5,869,157	9,361,293	(対前年度比 △3,492,136)

歳出
款 教育費

単位 千円

項	目	令和8年度	令和7年度	説明
1.	教育総務費	6,444,702	10,106,719	
	(1) 教育委員会費	6,464	6,464	・委員会定例会等事務
	(2) 事務局費	5,991,489	9,577,589	・幼児教育推進事業 ・学校適正配置推進事業 ・教育のICT環境整備事業 ・学校施設営繕事業 ・GIGAスクール構想推進事業 ・病休等代替アルバイト配置事業 ・職員労働安全衛生事業 ・いじめ防止対策事業
	(3) 教育振興費	432,804	509,157	・就学援助事業 ・教職員研修事業 ・きめ細かな指導を実現する環境づくり事業 ・特別支援教育推進事業 ・学校図書館司書配置事業 ・教育課程事業 ・学力向上事業 ・医療的ケア児に対する看護師配置事業 ・探究的な学び推進事業 ・学校運営協議会（コミュニティスクール）設置推進事業 ・部活動地域展開推進事業 「チーム学校」支援体制充実事業 ・南部市民センター活用複合施設整備事業 ・教職員の健康障害防止対策事業 ・就学事業 ・関係組織運営・補助事務
	(4) 人権教育推進費	8,649	7,957	・人権教育推進支援事業
	(5) 教育センター費	5,296	5,552	・教職員研修事業
2.	小学校費	1,122,332	846,490	
	(1) 学校管理費	1,122,332	846,490	・学校安全推進事業 ・学校保健事業 ・小学校施設整備事業 ・学校施設営繕事業 ・給食運営事業 ・水泳授業民間活力導入検討事業 ・学校予算配当事業 ・学校災害給付事業 ・教職員健康診断・検査健診委託事業

3. 中学校費	437,585	384,583	
(1) 学校管理費	374,090	321,156	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健事業 ・中学校施設整備事業 ・学校施設営繕事業 ・給食運営事業 ・水泳授業民間活力導入検討事業 ・学校予算配当事業 ・学校災害給付事業 ・教職員健康診断・検査健診委託事業
(2) 学校建設費	63,495	63,427	・門真はすはな中学校施設建設費割賦払金
4. 社会教育費	4,609	11,115	
(1) 社会教育総務費	235	352	・学校施設開放事業等
(2) 青少年費	4,374	10,763	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成団体等支援事業 ・二十歳のつどい事業 ・地域学校協働本部事業
5. 保健体育費	843,031	848,390	
(1) 保健体育総務費	843,031	848,390	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健事業 ・給食運営事業 ・学校体育施設開放事業
合 計	8,852,259	12,197,297	(対前年度比 △3,345,038)

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) 新統合小学校他整備工事	令和9年度 ） 令和10年度	千円 7,011,752
南部市民センター活用複合施設整備工事基本・実施設計業務委託	令和9年度	3,802
四宮小学校既存校舎棟他撤去工事に伴う周辺建物工事損事後調査業務委託	令和8年度 ） 令和9年度	16,125
(上野口) 北東エリア 小学校整備基本計画策定業務委託	令和9年度	28,254
学校事務ネットワーク業務委託 (令和8年度ウイルスソフト増額分)	令和9年度	35
門真はすはな中学校総合管理業務委託	令和8年度 ） 令和10年度	38,170
G I G Aスクール年度更新業務委託	令和8年度 ） 令和13年度	3,935
G I G Aスクールネットワーク更新整備業務委託 (運用保守) 令和8年度統合分	令和9年度 ） 令和12年度	1,232

G I G Aスクールネットワーク更新整備業務委託（運用保守）令和8年度整備分	令和9年度 ） 令和12年度	2,820
英語教育活動派遣業務委託（14）	令和8年度 ） 令和9年度	千円 23,574
第二中学校屋内運動場空調機器借上事業	令和9年度 ） 令和13年度	15,240
学校し尿浄化槽維持管理業務委託（6）	令和9年度	77
学校給食調理業務委託（32）	令和8年度 ） 令和11年度	501,893

議案第10号

令和8年度門真市教育委員会小・中・義務教育学校教職員研修
の基本方針の策定について

令和8年度門真市教育委員会小・中・義務教育学校教職員研修の基本方針の策定に
ついて、教育委員会の議決を求める。

令和8年2月20日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

令和8年度門真市教育委員会小・中・義務教育学校教職員研修の基本方針を策定す
るにつき、本案を提出するものである。

令和8（2026）年度 門真市教育委員会 小・中・義務教育学校 教職員研修の基本方針

門真市教育委員会

門真市教育委員会では、本市の教育課題に対応した研修やキャリアステージに応じた研修及び、各校の授業改善を中心とした校内研修を支援する研修を実施し、教職員の資質・能力と授業力の向上を図ります。

1 教職員のキャリアステージに応じた研修

「大阪府教員等研修計画」に基づき、教職員の5つのキャリアステージのうち、初任期・ミドルリーダー発展期・ミドルリーダー深化期・キャリア成熟期に応じて必要な資質・能力を育成する研修を実施します。

2 「誰一人取り残さない学校づくり」を推進するための研修

すべての子どもたちの命を守るために、教職員が子どもの課題やSOSに気づき、適切に対応できるようにする研修を実施します。あわせて、「誰一人取り残さない学校づくり」をめざし、日常の授業のあり方や支援の方法に関する研修、さらにそれを支える学校組織力やマネジメント力の強化に向けた研修を行います。こうした取組を通して、多様な背景や特性をもつ子どもたちが通う学校において、本市のテーマである「誰一人取り残さない学校づくり」を推進していきます。

3 教職員の授業力向上を支援する研修

8年度も令和の日本型学校教育を推進し、すべての子どもたちの可能性を最大限引き出すため、各校における「子ども主体の学び」と「探究的な学び」を柱とした校内研修や授業改善を充実する研修を実施します。そのために、各種担当者を育成する研修を充実させるとともに、初任期の教職員を対象とした授業づくり研修（法定研修とは別）等に取り組みます。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	門真市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画
2	令和8年度当初教職員数の見通し等について